

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 八峰町

令和8年4月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.9%
全職員	66.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	94.9%
本庁課長補佐相当職	100.9%
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	107.1%
26～30年	94.2%
21～25年	95.5%
16～20年	-
11～15年	95.7%
6～10年	112.1%
1～5年	71.7%

【説明欄】

・部局長相当職の役職が無いため不記載とし、次長相当職は課長相当職に計上しています。
・勤続年数別の36年以上及び16～20年区分には、女性職員がいないため「-」と記載しています。
また、社会人経験年数の多い女性が採用されることにより、男女の給与の差異が100%を超えています。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	15.0%

【説明欄】

- ・管理的地位にある職員が20人のうち、女性職員は3人となっています。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	15.0%
本庁課長補佐相当職	15.7%
本庁係長相当職	30.0%

【説明欄】

- ・各区分の女性職員は3人ずつとなっており、係長相当職においては職員数が少ないため相対度数が高くなっています。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	-
女性	-

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	100.0%	%	%	%
1月超3月以下	%	%	%	%
3月超6月以下	%	%	%	%
6月超9月以下	%	%	%	%
9月超12月以下	%	%	%	%
12月超24月以下	%	100.0%	%	%
24月超	%	%	-	-

【説明欄】

・常勤職員は、男女とも育児休業取得率が100%となっていますが、会計年度任用職員は該当者がいないため「-」と記載しています。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	7.8時間/月
内部部局等以外	5.0時間/月

【説明欄】

・超過勤務の時間数が多い職員は、男性が上位を占めています。選挙事務等により時間外が一時的に増加したと考えられます。